

令和7年度

商店街・小売市場等 支援制度について

本制度は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提としています

令和7年2月

神戸市経済観光局商業流通課

支援制度に関する問い合わせについて

- FAXまたはメールでお問い合わせください

FAX:078-984-0345 / メール:shogyo@city.kobe.lg.jp

※本資料に同封している「質問票」をご活用ください

※問い合わせ内容によって、回答までにお時間をいただく場合がありますので早めにご連絡ください

- 令和6年度は補助金業務の一部を外部委託していましたが、令和7年度の窓口は商業流通課となります
- 商業流通課のホームページに本資料・送付書類等を掲載しているほか、問い合わせ内容・回答も随時公開します

→ ホームページはこちら



目次

商店街 ・ 小売市場 向け

- 01 | 令和7年度支援制度の概要 P01-02
- 02 | 地域商業活性化支援事業 P03-07
- 03 | 共同施設建設等補助事業 P08-12
- 04 | 街路灯電力料補助事業 P13
- 05 | 商店街・市場応援隊派遣事業 P14-15

その他

- 06 | 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業 P16
- 07 | 神戸市公式イベントサイト「おでかけKOBÉ」 P17

01 令和7年度支援制度の概要 (1/2)

● 商店街・小売市場向け



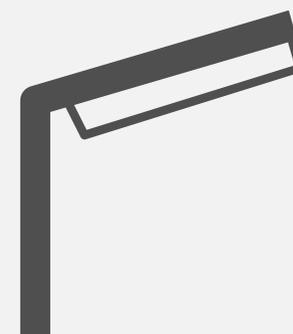
地域商業活性化 支援事業

商店街・小売市場が主体的に企画・実施する事業を支援



共同施設建設等 補助事業

アーケード・街路灯・防犯カメラなど共同施設の新設・改修・撤去を支援



街路灯電力料 補助事業

商店街・小売市場が設置管理する街路灯などの電力料を支援

01 令和7年度支援制度の概要 (2/2)

その他



商店街・市場 応援隊派遣事業

様々な知識・経験および専門的なスキルを持った応援隊員が、商店街・小売市場の取り組みを支援



商店街 若者・女性新規 出店チャレンジ 応援事業

若者および女性が市内の商店街・小売市場の空き店舗等に出店する場合に改装工事費を支援



おでかけKOBE

神戸市公式イベントサイト「おでかけKOBE」に商店街・小売市場が実施するイベント情報を掲載

商店街・小売市場向け

02 地域商業活性化支援事業

● 事業目的

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」を目指して、商店街・小売市場が主体的に企画・実施する事業を支援し、**まちの魅力**と**にぎわいの創出**を図ります

● 補助メニュー 一覧

	一般型	販路拡大型	空き店舗活用型
補助率	1 / 2 以内	1 / 2 以内	2 / 3 以内
補助限度額	100 万円	200 万円	300 万円
補助対象事業	令和7年度内に完了する事業	宅配、送迎、インターネット販売、展示会への出店など販路拡大につながる事業	空き店舗や空き区画を活用し、地域商業の活性化につながる事業
補助対象者	商店街・小売市場	商店街・小売市場等	商店街・小売市場

NEW

※ 3年計画型は、令和6年度以前の採択団体のみ引き続き利用可能

02 地域商業活性化支援事業

● 一般型の事業例



にぎわい
イベント



魅力発信



組織強化
計画策定



NEW

熱中症
対策

▽ 具体例

- ・ 季節の祭り
- ・ イルミネーション

- ・ ガイドブック
- ・ ガイドマップ
- ・ ホームページ
- ・ SNS、アプリ開発

- ・ 人材育成
- ・ 勉強会
- ・ マーケティング
- ・ 通行量調査

- ・ 暑さ対策として
休憩スペース整備、ミスト設置

※その他、地域商業の活性化に資すると認められるもの

02 地域商業活性化支援事業

! 令和6年度からの主な変更点

- **空き店舗活用型**を**新設**します

※詳細は同封の概要書をご確認いただき、**利用を希望される場合は**
利用希望アンケートのご協力をお願いします

- クオリティアップ事業枠を廃止します

- **補助対象経費**を**一部変更**します (例)備品購入費など

- **交付申請時**における**見積書の提出要件**について、

令和6年度の
事業実施分から

1件あたりの金額が、10万円(税込)から

100万円(税込)を超える見込みがあるものに変更しました

- ▶ 実施事業に対して過大な申請額とならないよう精査してください
- ▶ 令和6年度は**各団体からの申請額の総額が本事業の予算額を超えたため、各団体への交付決定額を調整**しました

(令和6年度の調整率は0.95 → 交付決定額 = 申請額 × 0.95)

02 地域商業活性化支援事業

● 補助金交付までの流れ

- ・一般型
- ・3年計画型（2・3年目）
- ・販路拡大型

- 1 交付申請 3月14日(金)
提出〆切
- 2 審査・交付決定通知
4月1日(火)以降
- 3 事業実施
- 4 実績報告
- 5 審査・交付額確定通知
- 6 補助金の請求
※3年計画型のみ
- 7 補助金の交付

- ・空き店舗活用型

- 1 利用希望アンケート回答 3月14日(金)
提出〆切
- 2 利用の手引き送付
近日中を予定
- 3 交付申請
4月1日(火)以降
-
-
-

交付申請以降の手続きについては、
利用の手引き送付の際にご案内します

青字：団体が行う
緑字：市が行う

02 地域商業活性化支援事業

! 主な注意点

手引き

「利用の手引き」を
必ず確認してください

令和6年度からの
変更点があります

※ホームページにも掲載



実績報告書は、
補助事業における経費の
最終支払日から**30日以内**に
提出してください

※最終支払日の時期により
例外あり



交付申請書は、

令和**7年3月14日(金)**

までに提出してください



財産処分の制限期間内の
補助金の目的に反して
使用・譲渡・取壊・廃棄
等を行う場合は
補助金を返還いただく
必要があります

03 共同施設建設等補助事業

概要

快適な商環境づくりのために、アーケード・街路灯・防犯カメラなど、共同施設の改修等に要する費用を補助します

対象団体

商店街・小売市場

対象事業

- ① 共同施設の「新設」「改修」「撤去」
- ② 商店街・小売市場が保有する財産であること
- ③ 1 工事の総事業費(消費税を除く)が100万円以上
※撤去、防犯カメラの新設・改修は50万円以上

NEW

03 共同施設建設等補助事業

対象施設

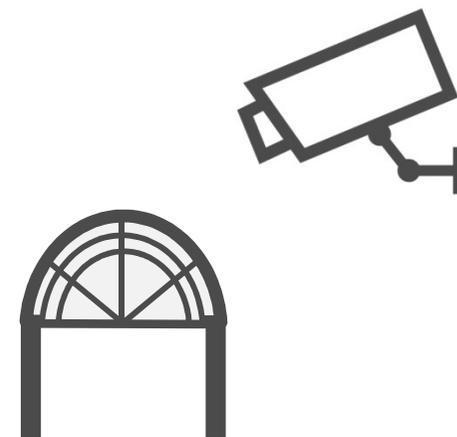
アーチ アーケード 街路灯
冷暖房設備 会館・集会室 カラー舗装
駐輪駐車場 ※来街者の利用に供するもの
休憩施設 コミュニティ施設
利便施設（インフォメーション、共同トイレ等）
ストリートファニチャー（モニュメント、彫刻等）
防犯カメラシステム 消防用設備

補助率

補助対象経費の **1 / 3** 以内

補助限度額

600万円 ※撤去は700万円



03 共同施設建設等補助事業

「新設」「改修」の場合

- ▶ 補助対象経費から他の収入（国や県の補助金等）を控除した額に対し、1 / 3 以内

（例）補助対象経費が900万円で、県の補助金を併用した場合

県補助額
150万円

市補助額
250万円

商店街・小売市場の負担
500万円

「撤去」の場合

- ▶ 補助対象経費の1 / 3 以内

（例）補助対象経費が1,500万円で、県の補助金を併用した場合

県補助額
250万円

市補助額
500万円

商店街・小売市場の負担
750万円

03 共同施設建設等補助事業

！ 注意点

令和7年度に本補助制度を利用する場合は、

「**R7 共同施設建設等補助事業エントリーシート**」を提出してください

※ 切： **令和7年3月14日（金）** 必着

- ▶ 経費の内訳が分かる見積書（1者分）を添付してください
- ▶ エントリーシートが未提出の場合、補助金が利用できません



見積書の工事費をもとに補助上限額（県・市）を決定します
実工事費が増額となっても、**上限額を超える補助金は交付されません**



工事契約日の**1か月前**までに「**交付申請書**」を提出してください
書類作成方法や補助事業の詳細は「**利用の手引き**」を確認してください



事業期間を延長する場合（支払日の延期など）は、事前の承認が必要になりますので、**必ず変更申請**をお願いします

03 共同施設建設等補助事業



補助金交付までの流れ

● エントリーシート 

令和7年3月14日(金)まで

▶  上限額通知 ※4月下旬頃の予定

● 交付申請書 

工事契約予定日の30日前まで

▶  交付決定通知

● 補助事業の実施 ※事業変更・中止の場合は事前申請が必要

● 実績報告書 

事業完了後30日以内 or
令和8年3月31日(火)
のどちらか早い日まで

▶  交付額確定通知

● 請求書 

▶  補助金交付

04 街路灯電力料補助事業

概要

商店街・小売市場の発展と地域の安全確保を図るため、団体が設置・管理する街路灯など（共同施設）の電力料を補助します

対象施設

- ① 街路灯（道路上の独立柱）
- ② アーチ（照明付）
- ③ 日よけ（照明付）
- ④ アーケード（照明付）

補助要件

- ・ 道路占用許可を受けていること
- ・ 団体が電力料を負担していること
- ・ 団体において適切な維持管理が行われていること
- ・ 神戸市街灯助成金（建設局）を受けていないこと



補助金額

2,000円 × 街路灯数

- ▶ アーチは道路を横断するものを2灯、それ以外は1灯と計算
- ▶ 日よけ・アーケードは**20m²**につき1灯と計算

05 商店街・市場応援隊派遣事業

事業目的

市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化

事業内容

- ・ 様々な知識・経験及び専門的スキルを持った「応援隊員」が団体の様々な課題に応じた支援を行います
- ・ 「よろず相談員」が様々な相談にワンストップで対応します

対象

商店街・小売市場

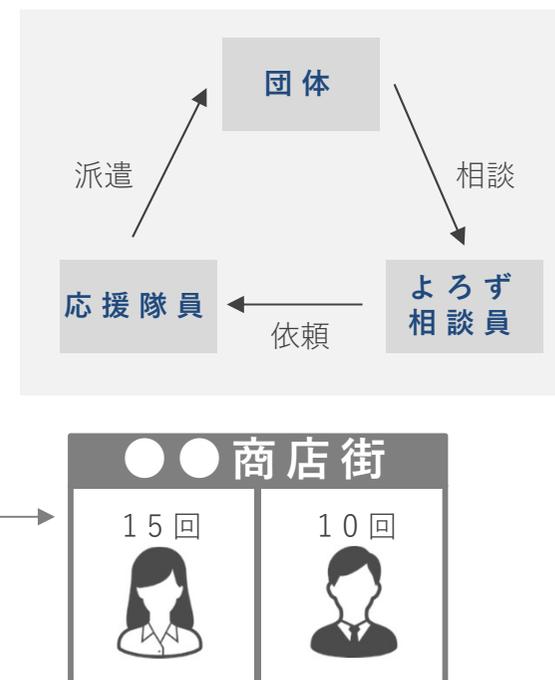
負担金

6,000 円 / 回 ※令和7年度変更点

派遣回数

派遣上限 **25** 回 / 1 団体

※同一応援隊員の同一団体への派遣は
15 回 / 年度まで、**通算3年**まで



▶ 制度利用を希望する場合は、

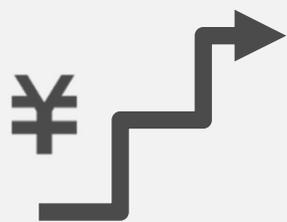
3月14日(金)までに**意向調査票**を提出してください

05 商店街・市場応援隊派遣事業

❗ 注意点



応援隊員は**団体の主体的な取り組み**に寄り添い支援してくれる伴走者です ※業者やアルバイトではありません



令和6年度から、段階的に「負担金」を増額しています

令和6年度 4,500円／回

令和7年度 6,000円／回 **+1,500円**

令和8年度 8,000円／回 **+2,000円（予定）**

※限られた予算の中で、各団体への派遣回数を維持するための増額です



多様な得意分野を持つ応援隊員(40名)により支援します
まずは「よろず相談員」までご相談ください

その他

事業目的

商店街・小売市場の空き店舗等への新規出店を支援することで商店街・小売市場の活性化を促進します

事業内容

若者及び女性が商店街・小売市場内の空き店舗等に出店する場合の**改装工事費**を補助します

※兵庫県と神戸市それぞれに申請を行い、交付決定を受ける必要があります

補助率 上限額

補助対象経費の **1 / 6**、最大 **45**万円

県と合わせて1/3
最大90万円

補助要件

- ・開業後速やかに、**団体の構成員となり、団体活動に参加すること**
- ・団体への出店について、団体の代表者の同意が得られること
- ・申請者が**若者**（令和7年4月1日時点で50歳未満）又は**女性**であること

※詳しくはホームページをご確認ください

商店街・小売市場のみなさまには、書類*の提出や作成をお願いする場合があります *定款や会則等、構成員名簿

07 神戸市公式イベントサイト「おでかけKOBE」

「おでかけKOBE」とは・・・

神戸で開催される**最新のイベント情報**を紹介するサイト

おでかけKOBE



< 掲載イメージ >

- ▶ イベント情報を広く市民に周知できます
- ▶ イベントの詳細やチラシ画像の掲載、独自のWebサイトへのリンクなどが可能です



掲載にあたって

- 所定の申請書類の提出が必要です
- 掲載には「商業流通課の補助事業」等の諸条件があります

詳細は同封している書類をご確認ください